令和７年（２０２５年）１月２７日

東海市長　花　田　勝　重　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東海市環境審議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　福　井　弘　道

第３次東海市環境基本計画について（答申）

　令和６年（２０２４年）２月１６日付け生第１６６号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

東海市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境に関する基本的な計画であり、第７次東海市総合計画における将来都市像を環境面から実現する計画としての役割を担っています。

諮問された第３次東海市環境基本計画に基づき、市民全員が健康で快適に暮らすことができるまちを将来に渡って、つくり・つないでいけるよう、多様な主体の協働により環境の保全及び創造を進めることを期待しています。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会委員より意見があった別添の内容を考慮した上で、積極的に取り組んでいただくよう要望するものです。

東海市環境審議会委員意見

１　第３次東海市環境基本計画について

　　環境の柱１「生活環境保全」

降下ばいじんの削減のため、引き続き対策の実施や市民の理解促進に向けた情報提供に取り組まれるとともに、大気汚染、悪臭、騒音、水質などの事業者等への監視・指導や、環境美化の推進により、生活に支障を感じないまちを作られたい。

　　環境の柱２「自然共生」

東海市生物多様性地域戦略の記載内容を踏まえ、自然・生物調査を推進することなどにより市民の生物多様性への理解を深め、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組まれるとともに、緑地や里山など、本市の自然環境を可能なかぎり保全・再生しつつ、自然とふれあえる場を整備することで、人と自然の共生・Well-beingの向上を進められたい。

　　環境の柱３「気候変動対策」

　　　市民のライフスタイルや事業者の事業形態の改善を促し、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入拡大を図ることで温室効果ガス排出量を削減するとともに、市民の気候変動に係る理解を深めることで、その影響の低減、被害の防止及び適応の推進を図られたい。

　環境の柱４「循環型社会」

３Ｒを推進することにより、市民や事業者にできる限りごみを出さないという意識と行動を促すとともに、ごみの発生抑制や資源化に繋げる中で、循環型社会の実現に向けて取り組まれたい。

　　環境の柱５「環境行動」

　　　あらゆる世代の人が環境問題を意識し、環境に対する理解を深めながら具体的な行動を起こすことに繋がるよう、環境情報の整備・可視化や、環境保全活動を率先して行動する人材の育成を進めるとともに、環境保全に関わる人材・活動団体の協働・ネットワークづくりを進められたい。